

千葉県勤労者福利厚生事業等補助金交付要綱取扱い要領

- 1 千葉県勤労者福利厚生事業等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）
第4条に規定する「市長が定める期日」とは、次のとおりとする。
ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときはこの限りではない。
(1) 補助事業が一会計年度を通し実施する場合における交付申請にあっては、当該補助事業の会計年度開始後30日以内とする。
(2) 前号以外の補助事業にあっては、当該補助事業を開始する前14日までとする。

- 2 要綱第8条に規定する「市長が定める期日」とは、補助事業の完了の日から起算して7日以内又は補助金の交付の決定にかかる年度の3月31日のいずれか早い日までとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときはこの限りではない。

- 3 要綱第12条の規定により、勤労者福利厚生事業等補助金返還命令書を受理した補助事業者は、市長の発行する納入通知書により返還するものとする。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月20日から施行する。